

破産・再生事件手続費用一覧表

事件種別	収入印紙	郵便切手 ※2		予納金
		券種	枚数	
破産事件(同時廃止) ※1	1,500円	82円	債権者数+3 ※3	10,584円
破産事件(管財)	個人 ※1	1,500円	債権者数×3 債権者数	別表のとおり ※4
	法人	1,000円	個人管財と同じ	
	債権者申立て	20,000円	1,000円 2 100円 5 92円 5 82円 債権者数×3 10円 債権者数+30 1円 10	事件の内容によって異なる。 一般的に、別表で示した金額よりも高額になる場合が多い。
個人再生(小規模個人再生・給与所得者等再生)事件	10,000円	92円 82円 10円	債権者数×2 10 10	12,268円 ※5
通常再生事件	10,000円	92円 82円 10円 1円	債権者数×2+20 20 20 20	別表のとおり

※1 収入印紙額は、免責申立て手数料を含みます。

※2 事件の内容や進行状況により、追加していただく場合があります。

※3 山梨県内の弁護士が申立代理人として本庁に申し立てる場合には、原則として82円×債権者数になります。

※4 少額管財事件の場合の予納金は、最低20万円です。

※5 個人再生委員を選任する場合は、さらに郵便切手1,072円と予納金25万円の納付が必要です。
なお、この場合に予納金の分割納付を希望するときは事前にご相談ください。

別表 破産事件(管財)、通常再生事件予納金(基準額)

負債総額	破産事件(管財)		通常再生事件
	法人	個人	
5,000万円未満	70万円	50万円	200万円
5,000万円～1億円未満	100万円	80万円	300万円
1億円～5億円未満	200万円	150万円	500万円
5億円～10億円未満	300万円	250万円	
10億円～50億円未満	400万円		600万円
50億円～	500万円～		700万円～

※ 事件の内容によっては、予納金額が上記基準額と異なる場合があります。